

宮城県における豚熱の患畜の確認（国内75例目）について

本日（12月12日（日曜日））、宮城県大河原町（おおがわらまち）の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。このため、現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生農場の概要

所在地：宮城県大河原町

飼養状況：約9,700頭

疫学関連農場：宮城県白石市（1農場）

2. 経緯

（1）宮城県は、同県大河原町の農場から、異状（複数頭でチアノーゼ）が見られるとの通報を受け、昨日（12月11日（土曜日））、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施。

（2）宮城県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（12月12日（日曜日））、豚熱の患畜であることが判明。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3. 今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

（1）当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

（2）感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。

（3）本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。

（4）関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

（5）農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

4. その他

（1）豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994